

(その1)



収支報告書

会計	5.30	5.31	5.31		
(平)	(平)	滝	石	0	0

令和4年分
開催分

(ふりがな) ふじいかずひろこうえんかい

1 政治団体の名称 藤井一博後援会

2 主たる事務所の所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷277

3 代表者の氏名 藤井 一博

4 会計責任者の氏名 前田 三郎

事務担当者の氏名

上杉 和輝
(電話) 0858-26-6081

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 藤井 一博	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 藤井 一博	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



2177

105030

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,844,023
(前年からの繰越額)	344,020
(本年の収入額)	1,500,003
支 出 総 額	1,255,729
翌年への繰越額	588,294

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,844,023
(前年からの繰越額)	344,020
(本年の収入額)	1,500,003
支 出 総 額	1,255,729
翌年への繰越額	588,294

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,500,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,500,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
1	自由民主党鳥取県仁厚会支部	500,000	R4/3/25	鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷277	
2	自由民主党鳥取県仁厚会支部	1,000,000	R4/8/23	鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷277	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	1,500,000			
	合計	1,500,000			

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	自由民主党鳥取県仁厚会支部	500,000	R4/3/25	鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷277	藤井一博	
2	自由民主党鳥取県仁厚会支部	1,000,000	R4/8/23	鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷277	藤井一博	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,500,000				
	その他の寄附					
	合 計	1,500,000				

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	3	
	合 計	3	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	446,248	0	
(4) 事 務 所 費	282,260	0	
小 計	728,508	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	451,910		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	75,311	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,611		
イ 宣 伝 事 業 費	73,700		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	527,221	0	
合 計	1,255,729		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	車両油代	16,074	R4/2/25	(株)ジェミニ物産	鳥取県東伯郡北栄町西園360	
2	車両油代	18,663	R4/3/29	(株)ジェミニ物産	鳥取県東伯郡北栄町西園360	
3	車両油代	14,565	R4/5/30	(株)ジェミニ物産	鳥取県東伯郡北栄町西園360	
4	車両油代	13,791	R4/9/28	(株)ジェミニ物産	鳥取県東伯郡北栄町西園360	
5	名刺代	39,600	R4/5/30	(有)鳥取県農協印刷	鳥取県倉吉市西倉吉町22-6	
6	名刺代	49,500	R4/5/30	(有)鳥取県農協印刷	鳥取県倉吉市西倉吉町22-6	
7	額代	71,000	R4/4/27	三好額縁店	鳥取県倉吉市東仲町2620	
8	弔電用紙代	165,000	R4/9/12	(有)公益社小山	鳥取県倉吉市幸町535	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	388,193				
	その他の支出	58,055				
	合 計	446,248				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	車両リース代	15,950	R4/1/27	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
2	車両リース代	15,950	R4/2/25	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
3	車両リース代	15,950	R4/3/29	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
4	車両リース代	15,950	R4/5/2	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
5	車両リース代	15,950	R4/5/30	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
6	車両リース代	15,950	R4/7/4	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
7	車両リース代	15,950	R4/7/25	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
8	車両リース代	15,950	R4/8/24	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
9	車両リース代	15,950	R4/9/28	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
10	車両リース代	15,950	R4/10/28	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
11	車両リース代	15,950	R4/11/25	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
12	車両リース代	15,950	R4/12/27	前田自動車	鳥取県東伯郡北栄町国坂105-3	
13	整備代	84,260	R4/4/27	(株)オガモエネルギー	鳥取県倉吉市蔵内326	
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	275,660				
	そ の 他 の 支 出	6,600				
	合 計	282,260				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	弁当代	12,960	R4/2/24	(有)まつもと	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい温泉4-49	
2	弁当代	47,270	R4/2/24	(有)まつもと	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい温泉4-49	
3	会場代	23,580	R4/7/13	水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭132	
4	会場代	11,000	R4/12/26	水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭132	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	94,810				
	その他の支出	10,050				
	合計	104,860				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	為書き代	47,300	R4/10/6	勝美印刷(株)鳥取支店	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬818-1	
2	為書き代	299,750	R4/11/22	Lilicom・鯛天真由美	鳥取県東伯郡北栄町国坂723-10	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	347,050				
	その他の支出					
	合計	347,050				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					印刷発送費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	1,611				
	合計	1,611				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	看板撤去代	57,200	R4/5/30	(有)タカタ看板	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1133-1	
2	看板代	16,500	R4/10/6	勝美印刷(株)鳥取支店	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬818-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	73,700				
	その他の支出					
	合計	73,700				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 17日

政治団体の名称 藤井一博後援会

会計責任者の氏名 前田 三郎




代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年5月16日

藤井一博後援会
代表 藤井 一博 殿

登録政治資金監査人 森 耕生 

登録番号 第 5902 号
研修修了年月日 令和4年7月19日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、藤井一博後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべの期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、藤井一博後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると森 耕生が判断したため、藤井一博後援会の従たる事務所（鳥取県倉吉市山根572番地4 サカビ Iビル2階201号）において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限
藤井一博後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上